

全経消費税法 2 級（3 級）対策講座 基本講座レジュメ

目次

第1回. 消費税概論	1
1. 合格戦略	1
2. 消費税の仕組（3・2級）	2
3. 納税義務者と基準期間と免税・簡易課税（3・2級）	3
第2回.取引の分類	4
1. 取引の分類.....	4
2. 4要件とは.....	4
3. 課税と非課税.....	5
4. 輸出と輸入に関して	5
5. 国税と地方税の割合	5
6. （例題3級）	6
7. （例題2級）	6
第3回. 課税対象外・非課税・輸出免税.....	7
非課税について.....	8
第4回 本則（原則）課税.....	14
① 本則課税制度	14
② 消費税の納付税額の計算	14
③ 課税標準額の計算	14
④ 控除税額.....	15
第5回 簡易課税制度	19
みなし仕入れ率について	20
第6回. 第1問対策（理論）	22

第1回. 消費税概論

1. 合格戦略

以下の情報は令和4年8月7日現在の情報です

試験日程：10月最終日曜日、2月第1日曜日

試験時間：1時間（3級・2級とも同じ）

3級合格戦略

	内容	配点	目標点（最低点）
1問	理論（語句選択）	20	18（14）
2問	課非判定	20	18（16）
3問	簡易課税	20	20（16）
4問	本則課税	40	32（24）
合計		100	88（70）

2級合格戦略

	内容	配点	目標点（最低点）
1問	理論（語句選択）	20	18（14）
2問	課非判定	20	18（16）
3問	簡易課税	20	18（16）
4問	本則課税	40	28（24）
合計		100	82（70）

2. 消費税の仕組（3・2級）

[もらった税金] - [払った税金]

	売	買う	もらった税 (仮受消費税)	払った税 (仮払消費税)	納付 (未払消費税)
(メーカー) リンゴ	10,000		1,000		1,000
(問 屋) イトサン	20,000	10,000	2,000	1,000	1,000
(販 社) ヨドガワ	40,000	20,000	4,000	2,000	2,000
(消費者) 消費者		40,000			4,000

リンゴ社とイトサンとヨドガワが納付する税金は、消費者が負担する税金と一致します

この考え方を前段階控除方式といいます

消費税は [もらった税金] から [払った税金] を引くだけです。簡単ですね。これだけなら勉強する必要はありません。ただ、常に全額引ける訳ではありません。また、事業者であれば必ず納税義務がある訳でもありません。このあたりのことを学んでいきましょう。

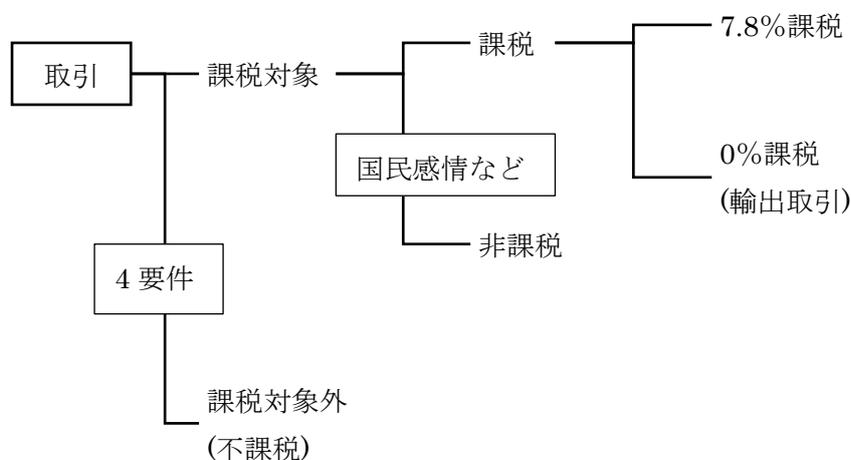
益税とは？

上の例で、リンゴ社の2期前の売上が1,000万以下の場合リンゴ社は消費税を納めなくても良い、という規定があります。そうすると消費者が負担した税金4,000円のうち国庫に入るのは3,000円だけになります。これを益税と呼びます。

この益税問題を解消するために、令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。詳しくは講座で.....

第2回.取引の分類

1. 取引の分類



2. 4要件とは

<消費税のかかる取引>

消費税は、国内で行われる取引（国内取引）と保税地域から引き取られる外国貨物（輸入取引）にかかります。

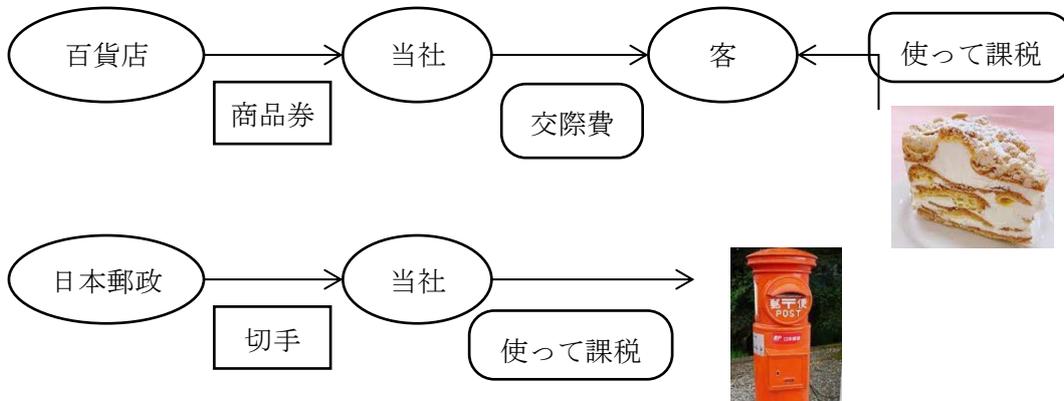
国内取引において消費税が課税される要件は、次の項目すべてに該当する取引です。

- ① 国内において行うものであること。
- ② 事業者が事業として行うものであること。
- ③ 対価を得て行うものであること。
- ④ 資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供）であること。

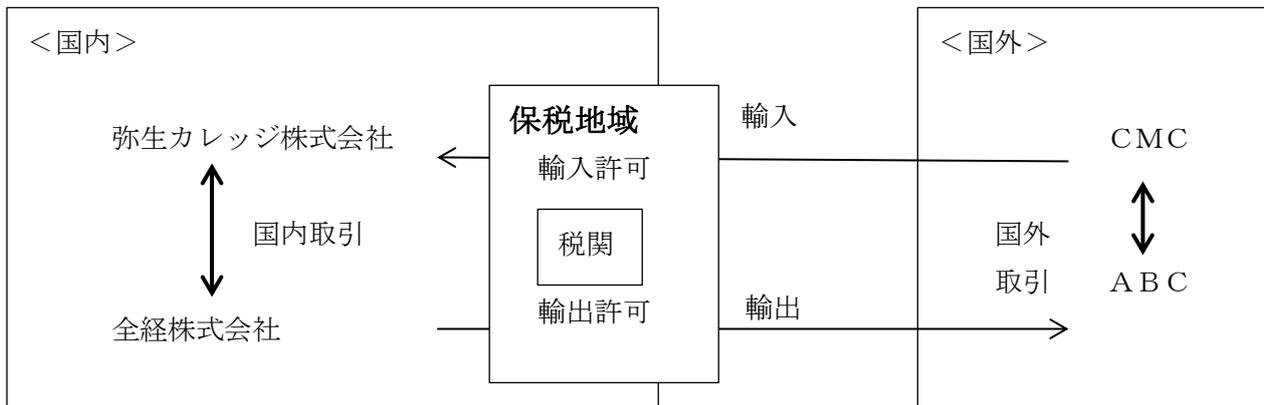
用語説明

国内取引	日本国内で事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供をいいます。
輸入取引	保税地域から外国貨物を引き取る取引をいいます。
事業者	事業者とは、自己の計算において独立して事業を行うものをいいます。事業者は個人事業者（事業を行う個人）と法人に区分されます。
事業	事業とは、対価を得て行われる資産の譲渡等を反復、継続かつ独立して遂行することをいいます。事業活動に付随して行われる取引（事業用車両の売却等）も事業に含まれません。
対価を得る行為	原則として、対価を得て（有償で）行われる取引をいいます。例えば、買主が売買の目的物を受取る見返りとして金銭を支払いますが、この「見返りを得る」という関係が対価を得て行うものという意味です。したがって無償譲渡は原則として除外されます。

3. 課税と非課税



4. 輸出と輸入に関して



※輸出許可が下りた貨物を外国貨物、輸入許可が下りた貨物を内国貨物と言います
 ※保税地域→外国からきた貨物を検査などのために一旦保存する場所

5. 国税と地方税の割合

	国税 (消費税)	地方税 (地方消費税)
5%	4%	1%
8%	6.3%	1.7%
8%軽減	6.24%	1.76%
10%	7.8%	2.2%

6. (例題3級)

第1問 次の各分の()内の語句のうち、適切なものを選び、解答欄に記号で記入しなさい。

- 1.資産の譲渡等とは、(① ア.営業, イ.事業)として対価を得て行われる資産の譲渡及び(②ウ.借り受け,エ.貸付け)並びに役務の提供をいう。
- 2.(③ オ.国内, カ.海外)において事業者が行った(④ キ.譲渡の取引等, ク.資産の譲渡等)には、消費税を課する。
- 3.課税貨物とは、(⑤ ケ.保護地域, コ.保税地域)から引き取られる外国貨物のうち、(⑥ サ.課税, シ.非課税)とされるもの以外のものをいう。

<解答>

①事業 ②貸付け ③国内 ④資産の譲渡等 ⑤保税地域 ⑥非課税

7. (例題2級)

- 1.その課税期間の(イ)における課税売上高が(ロ)を超えることになった事業者は、消費税課税事業者届出書を速やかに納税者の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 2.外国貨物を(ハ)から引き取るものは、(ニ)につき、消費税を納める義務がある。

① 基準期間 ②事業年度 ③保護地域 ④保税地域 ⑤課税貨物 ⑥輸入貨物 ⑦1,000万
⑧5,000万

<解答>

イ① ロ⑦ ハ④ ニ⑤

ここまでの第2回の講座になります。いかがでしたか？今日の講座の内容だけで3級試験であれば1問の12点を確保することができます。頑張って学習をすすめましょう。

第3回. 課税対象外・非課税・輸出免税

課税対象外（不課税取引）

不課税取引とは、消費税の課税対象の要件（P4）から外れている取引で、別名「課税対象外取引」と呼ばれているものです。

【不課税取引の例示】

- ・ 国外取引（譲渡・貸付が行われる時にその資産が国外に存在していた取引、役務提供が行われた場所）
国際運輸（出発地・発送地のいずれかが国内であれば国内取引）
国際通信・郵便もいずれかが国内であれば国内取引になる

豆知識：インターネットサービス（電機通信利用役務）の場合は提供を受けるものの住所が国内の場合は国内取引となります

- ・ 事業として行われるものでない取引
＜事業として、とは＞
法人が行う取引は、すべての取引が事業
個人事業者の場合は反復性・継続性
（例）自宅、家庭で使用している家具等（非事業用資産）の売却などは事業ではない
- ・ 対価性（反対給付＝見返りを受けること）を有しない取引
助成金（資産の譲渡の見返りではない）
保険金、共済金（被災に対する給付で資産の譲渡等の対価ではない）
損害賠償金（償いであり、資産の譲渡等の対価ではない）
利益の配当、剰余金の分配（出資に対するもので資産の譲渡等の対価ではない。もらえないケースもある）
寄付金、祝金、見舞金等（見返りを要求していない）

豆知識：八百屋が店のキャベツを食べたら、これは自分に売ったこととして扱う

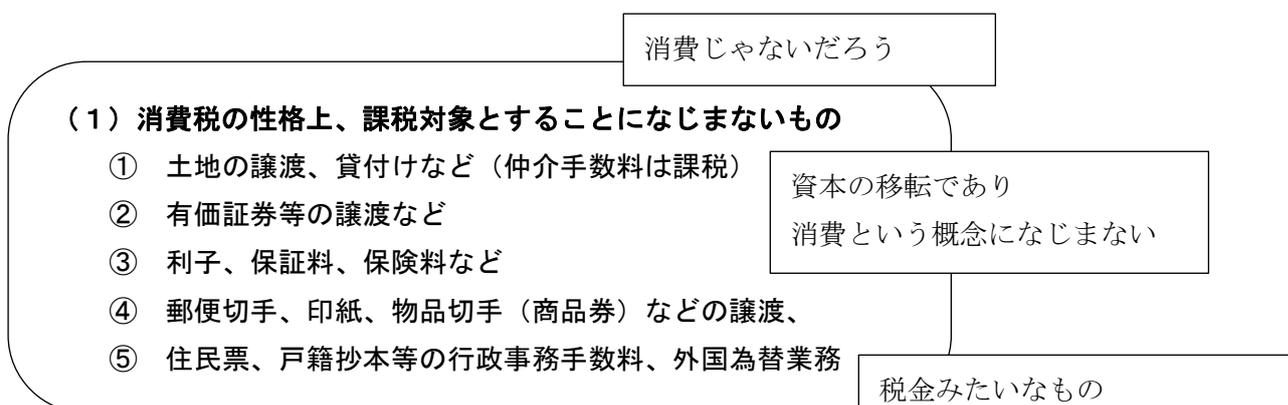
法人が役員にゴルフクラブを無償で贈与した
対価を得たとみなそう

みなす：「法律上そのように取り扱います」という意味

非課税について

非課税取引

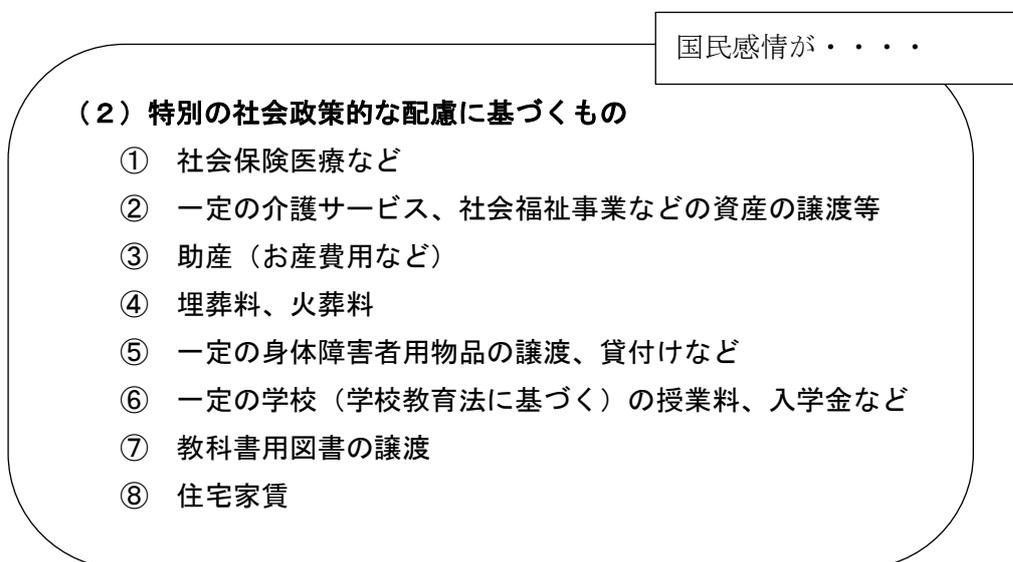
非課税取引とは、消費税の課税対象の要件に合致している取引ですが、消費に負担を求める税としての性格から見て課税の対象とすることになじまないものや、社会政策上課税すべきでないものが限定的に規定されています。



※1か月未満の土地の貸付けは課税・駐車場等の施設の貸付も課税

※ゴルフ場利用株式（会員権）は課税

※手形の割引料は利子に含みます



※葬儀諸費用は課税

※住宅貸付期間が1か月未満は課税

・輸出免税について

「税関で輸出許可がおりたもの」は以前に説明済

その他、輸出類似取引

- ① 国際運輸（出発地・到着地のいずれかが国内）
- ② 国際通信（発信地・受信地のいずれかが国内）
- ③ 国際郵便（差出地・到着地のいずれかが国内）

税理士試験などでは免税店での外国人への販売などいろいろな規定がありますが、全経消費税法では以上記内容で十分でしょう。

第2問（3級）

次に掲げる課税の対象となる取引につき、消費税が非課税とされない取引には○印を、非課税とされる取引には×印を記入しなさい。（20点）

- | | | | |
|---|---------------------|---|---|
| ① | スーパーマーケットが行う食料品の販売 | [|] |
| ② | 医療法人が受ける医療保険に基づく診察料 | [|] |
| ③ | ガス会社が受けるガス使用料 | [|] |
| ④ | 学校法人が受ける大学の授業料 | [|] |
| ⑤ | 法人が行う駐車場の貸付け | [|] |
| ⑥ | 出版社が行う教科用図書の輸入 | [|] |
| ⑦ | 保険会社が受ける保険料 | [|] |
| ⑧ | 個人事業者が行う店舗の貸付け | [|] |
| ⑨ | 法人が受ける銀行預金の利子 | [|] |
| ⑩ | 公認会計士が受ける監査報酬 | [|] |

<解答>

- ① スーパーマーケットが行う食料品の販売 [○]
- ② 医療法人が受ける医療保険に基づく診察料 [×]
- ③ ガス会社が受けるガス使用料 [○]
- ④ 学校法人が受ける大学の授業料 [×]
- ⑤ 法人が行う駐車場の貸付け [○] 少し微妙ですが・・・
- ⑥ 出版社が行う教科用図書の入力 [×]
- ⑦ 保険会社が受ける保険料 [×]
- ⑧ 個人事業者が行う店舗の貸付け [○]
- ⑨ 法人が受ける銀行預金の利子 [×]
- ⑩ 公認会計士が受ける監査報酬 [○]

⑤→事業者が駐車場又は駐輪場として土地を利用させた場合において、その土地につき駐車場又は駐輪場としての用途に応じる地面の整備又はフェンス、区画、建物の設置等をしていないとき（駐車又は駐輪に係る車両又は自転車の管理をしている場合を除く。）は、その土地の使用は、土地の貸付けに含まれる。

(2級対策)

次の各取引を、該当する区分にその番号を記入しなさい

- ① ガソリンスタンドが受ける洗車料金
- ② 保険会社が受ける保険料
- ③ 法人が行う株式（ゴルフ場利用株式等ではない。）の譲渡
- ④ 保険会社から受け取る保険金
- ⑤ 法人が行う住居用アパートの貸付
- ⑥ 不動産会社が受け取る土地売買の仲介手数料
- ⑦ 書籍販売店が行う月刊誌の販売
- ⑧ 金融業者が受ける手形の割引料
- ⑨ 都道府県が受ける行政手数料
- ⑩ 航空会社が受ける香港・成田間の航空運賃

取引の区分	番号
課税対象外	④
非課税取引	② ③ ⑤ ⑧ ⑨
輸出免税取引	⑩
課税取引	① ⑥ ⑦

取引の区分	番号
課税対象外	④
非課税取引	② ③ ⑤ ⑧ ⑨
輸出免税取引	⑩
課税取引	① ⑥ ⑦

第4回 本則（原則）課税

① 本則課税制度

課税事業者の納付する消費税額は、原則として課税期間の課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除した金額となります。平成15年度消費税法改正により、基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者は、すべて本則課税制度により消費税額を計算することになります。

② 消費税の納付税額の計算

国税の消費税（7.8%）の計算（考え方）

消費税の 納付税額	=	課税期間における課税売上げに係る消費税額 課税期間の課税売上高×7.8%	-	課税期間における課税仕入れ等に係る消費税額 課税期間の課税仕入高×7.8%
--------------	---	---	---	--

（注）課税期間の課税売上高及び課税仕入高は、消費税（7.8%）と地方消費税（2.2%）に相当する金額を除いた金額です。

地方消費税（2.2%）の計算

納付税額	=	消費税の納付税額（7.8%）	×	2.2/7.8
------	---	----------------	---	---------

消費税の計算は、まず国税の7.8%分を算出し、その国税の22/78（2.2%相当）の地方消費税を計算します。したがって、消費税と地方消費税を合わせて10%となります。

③ 課税標準額の計算

課税取引に係る税込み額から消費税を除いた金額のこと

この金額に税率（7.8%）を乗じたものを課税売上に係る消費税額とします

試験（3級・2級とも）では税込みの損益計算書が与えられます。

3級では損益計算書の税込売上の100/110を計算して1,000円未満を切り捨てるだけで計算できます

例えば税込売上高が1,000,000円の場合

$$1,000,000 \times 100/110 = 909,090.90 \dots \rightarrow 909,000 \text{ 円（千円未満切捨）}$$

このように課税標準額を計算します

課税売上に係る消費税額は $909,000 \times 7.8\% = 70,902$ 円となります

過去問題集の総合問題で2～3問解けば簡単に計算できることがわかるはずです。

④ 控除税額

払った税金の計算になります

消費税の計算では、仕入や経費の支払いで払った税金に加えて返品や値引、貸倒に含まれる税金も払った税金とみなします。

計算方法は $7.8/100$ となりますが、3級では計算結果が与えられているケースが多いので、その場合は転記するだけでよい。

控除税額

- ┌ 仕入税額控除
- ├ 返還等対価に係る税額
- └ 貸倒れに係る税額

<返還等対価に係る税額・貸倒れに係る税額>

返還等対価に係る税額と貸倒れに係る税額の計算は簡単です。

問題文から値引・返品・割戻し・割引の金額を確認

そのうえで、 $7.8/110$ で計算する（端数切捨て）（3級試験では計算結果が明示されている）

注意事項としては、値引や貸倒のもとになった取引が8%（国税6.3%）課税の時期だった場合は、その税率で計算する必要があります。問題文に指示があるので間違えることはないと思います。

総合問題を確認してください。解き方はほぼ1パターンであることがわかります。

<仕入税額控除>

★課税売上割合が95%以上の場合（3級はこのパターンです）

課税仕入れの全額を控除できます。（当期の課税売上高が5億円超の場合は下記★の方式）

仕入控除税額＝（課税仕入に係る消費税額－仕入対価の返還等に係る消費税額）の全額

※返還等に係る消費税額は売り上げの場合と考え方は同じですが、申告書上別建てされていないので、仕入税額控除の計算の中で行います。

★課税売上割合が95%未満の場合（2級論点ですので2級講座で説明します）

個別対応方式と一括比例配分方式の選択適用となります。

※95%以上でも課税売上高が5億円を超える場合には全額控除は適用されません

⑤ 納付税額

（もらった税金）から（払った税金の合計<値引や貸倒も含む>）と（中間納付額）を引くだけです。

<例題>

次の資料から計算過程を示して納付すべき消費税額を計算しなさい

本試験では注意書きが掲載されていますが、毎回同じパターンです。

① 税込み損益計算書（単位：円）

期首商品棚卸高	150,000	当期商品売上高	10,000,000
当期商品仕入高	2,000,000	期末商品棚卸高	100,000
役員報酬	500,000	受取利息	5,000
従業員給与手当	1,000,000	受取配当金	100,000
福利厚生費	500,000		
荷造運送費	800,000		
通信費	600,000		
租税公課	200,000		
減価償却費	500,000		
その他の経費	3,000,000		
当期純利益	955,000		
	10,205,000		10,205,000

② 損益計算書に付記すべき事項

当期商品売上高はすべて課税売上、当期商品仕入高はすべて課税仕入れに該当する

福利厚生費のうち 200,000 円は社会保険料の会社負担分であり、残額はすべて課税仕入れである

通信費のうち 200,000 円は国際通信費である

租税公課には消費税中間納付額 30,000 円が含まれている

その他の経費のうち 2,500,000 円は課税仕入れに該当する経費である

③ その他の資料

当社は当課税期間に商品配送用の車両を 1,100,000 円で取得している

前課税期間（消費税率 7.8%）に販売した商品の売掛金が貸倒になり貸倒にかかる税額 78,000 円が生じている

<解答>

I 課税標準額に対する消費税額の計算

区分	金額	計算過程
1.課税標準額	9,090,000	$10,000,000 \times 100/110 = 9,090,909$ →9,090,000 (1,000 円未満切捨)
2.課税標準額に対する消費税額	709,020	$9,090,000 \times 7.8\% = 709,020$

II 控除税額の計算

区分	金額	計算過程
1.控除対象仕入税額	553,800	1. 控除対象仕入税額の計算 当期商品仕入高 2,000,000 福利厚生費 $500,000 - 200,000 =$ 300,000 荷造運送費 800,000 通信費 $600,000 - 200,000 =$ 400,000 その他の経費 2,500,000 商品配送用車両 1,100,000 合計 7,100,000 $\times 7.8/110 = 503,454$
2.貸倒に係る税額	78,000	
3.控除税額小計	581,454	$503,454 + 78,000$

III 納付税額の計算

区分	金額	計算過程
1.差引税額	127,500	$709,020 - 581,454 = 127,566$ →127,500 (百円未満切捨)
2.納付税額	97,500	$127,500 - 30,000 = 97,500$

<太字 各4点>

動画の途中で 7.8/100 と書いてある間違いに気づき訂正しました

過去問の第4問を解いてみてください
結構いけると思います

第5回 簡易課税制度

基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、課税売上高から納付税額を計算できる「簡易課税制度」の選択ができます。

納付税額は、事業の種類ごとに定められた「みなし仕入率」を、課税期間における課税売上げに係る消費税額に乗じたものを課税期間における課税仕入れ等に係る消費税額とみなして計算します。

消費税の 納付税額	＝	もらった税金	－	もらった税金×みなし仕入率
		課税期間の課税売上高×7.8%		課税期間の課税売上高×7.8% ×みなし仕入率

払った税金の計算が、もらった税金から簡単に計算できるようになっている

(注) 課税期間の課税売上高は、消費税(7.8%)と地方消費税(2.2%)に相当する金額を除きます。

地方消費税の納付税額＝消費税の納付税額×22/78%

したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。

簡易課税制度の適用を受けるための要件

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 課税事業者の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること。
- ② 「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に所轄税務署長に提出していること。

みなし仕入れ率について

事業区分	みなし仕入れ率	事業の例示	注意点
第一種事業 (卸売業)	90%	自動車用品卸売業 玩具卸売業、婦人服卸売業 贈答用品卸売業等	製造問屋は含まない
第二種事業 (小売業)	80%	パン屋、酒屋、菓子小売業 コンビニエンスストア 薬局、書店、靴屋等	製造小売業は含まない
第三種事業 (製造業等)	70%	農業、林業、漁業、鉱業、 建設業、製造業、電気業、 ガス業、熱供給業及び水道業 出版事業	【製造業に該当する事例】 ・製造小売業（パン屋） （製造した棚卸資産を小売する事業） ・製造問屋（(原材料等を購入し、あらかじめ指示した条件に従って、下請業者に商品を製造させる事業者)
第四種事業 (その他の事業)	60%	第一種事業、第二種事業、 第三種事業、及び第五種事業 以外の事業をいい、飲食店業、 金融・保険業等が該当します	【間違いやすい事例】 ※飲食店は製造とサービスの中間 ※製本業者が印刷物の支給を受けて行う製本 これも製造とサービスの中間イメージ
第五種事業 (サービス業等)	50%	運輸通信業、金融保険業、サ ービス業（飲食店業を除く） をいい、第一種事業から第三 種事業までの事業に該当する 事業を除きます	運送業は運送サービスと考えよう 人が中心の業種と考えよう
第六種事業 (不動産業等)	40%	一二三五以外の不動産業 (賃貸・仲介)	

イメージとしては、商社の場合「粗利率は低いから売上 100,000 なら仕入れは 90,000 くらいかかるだろう」という感じです

各業種のイメージも持っておいた方が応用問題に対処できます。

覚え方→「起こせソーサ、ふー」

パン屋の事例で、「自分で作って自分で売ると小売」「自分で作って卸すと卸売」と話していますが、これは製造小売り、製造卸のことで簡易課税では製造業となります。

<例題>

- ① 当社は簡易課税制度を採用している
- ② 業種 飲食業 (100%)
- ③ 当課税期間における税込課税売上高・・・・・・・・・・ 77,000,000 円
当課税期間における返還等対価に係る税額・・・・・・・・ 100,000 円

●印@5点×4 (20点)

1. 課税標準額に対する消費税額の計算

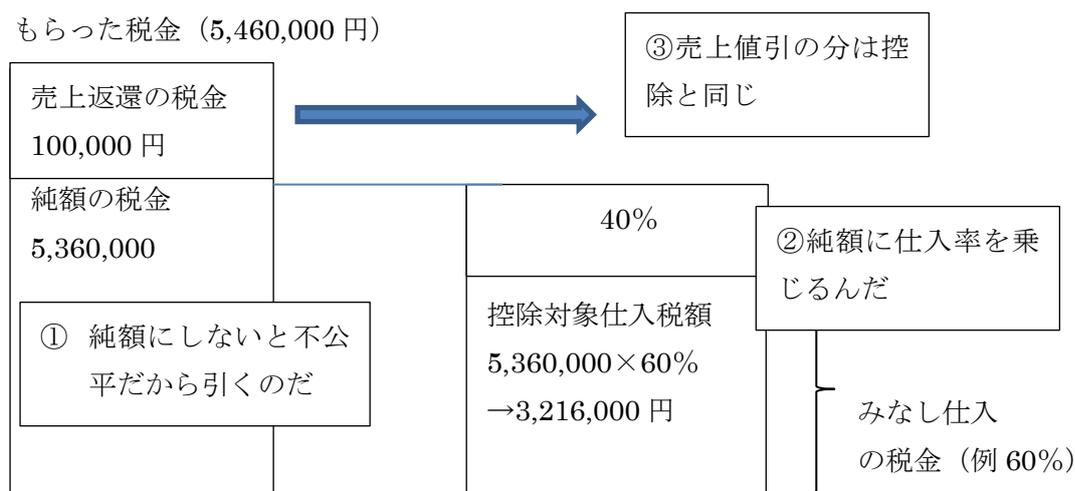
区分	金額	計算過程
課税標準額	70,000,000 円●	$77,000,000 \times 100/110 = 70,000,000$ 円 →70,000,000 円 (1,000 円未満切り捨て)
課税標準額に対する税額	5,460,000 円●	$70,000,000 \text{ 円} \times 7.8\% = 5,460,000$ 円

2. 控除税額の計算

区分	金額	計算過程
控除対象仕入税額	3,216,000 円	$(5,460,000 - 100,000) \times \bullet 60\%$ $= 3,216,000$
返還等対価に係る税額	100,000 円	
控除税額合計	3,316,000 円●	$3,216,000 + 100,000$

※貸倒に係る税額があればもちろん引きます

ここでポイントになるのは返還です。引いたり足したりでイメージしづらい部分が多いので、図を使って説明しましょう。



納める税金 → $5,460,000 \text{ 円} - (3,216,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}) = 2,144,000 \text{ 円}$

(結果的には 5,360,000 円の純売上の税金から 3,216,000 円を引いた金額と同じですね)

売上と値引きで考えればイメージしやすいはず

第6回. 第1問対策（理論）

内容的には、税理士試験の消費税法の理論レベルのものもあります。従って、定番論点を中心に7～8問を確実にこたえられるようにして下さい。＜92回から99回の問題で頻出論点を解説します。＞最新の過去問題集も参照してください。・

<4回>	直前覚え
<p>個人事業者の消費税の課税期間は、(① ア. 4月1日から3月31日、イ. 1月1日から12月31日) までの期間とし、法人の消費税の課税期間は、(② ウ. 事業年度、エ. 会計年度) とする。＜92、95、96、98＞</p>	<p>税法は「事業年度」</p>
<p>外国貨物とは、関税法に規定する外国貨物をいい、具体的には、(③ オ. 輸入、カ. 輸出) の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が(④ キ. 許可される前、ク. 許可された後) のものをいう。＜92、95,98,99＞</p>	<p>P4の図でイメージしよう</p>
<3回>	
<p>課税貨物とは、(③ オ. 保護地域、カ. 保税地域) から引き取られる外国貨物のうち、(④ キ. 課税、ク. 非課税) とされるもの以外のものをいう。＜94、97、99＞</p>	
<p>国内に住所を有する個人事業者の消費税の納税地はその(⑨ チ. 住所地、ツ. 居住地) とし、内国法人の消費税の納税地はその(⑩ テ. 本社、ト. 本店) 又は主たる事務所の所在地とする。＜94、97、99＞</p>	<p>住所地・本店</p>
<p>外国貨物を(⑤ ケ. 保税地域、コ. 保護地域) から引き取る者は、(⑥ サ. 輸入貨物、シ. 課税貨物) につき、消費税を納める義務がある。＜92、96＞</p>	
<2回>	
<p>課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの(⑦ ス. 金額、セ. 対価) として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他(⑧ ソ. 経済的な利益、タ. 財政的な利益) の額とし、その際、課されるべき消費税額及び地方消費税額を含めた金額をいう。＜92、97＞</p>	<p>経済的利益</p>
<p>事業者のうち、その課税期間に係る(⑨ チ. 事業年度、ツ. 基準期間) における課税売上高が(⑩ テ. 1,000万円、ト. 500万円) 以下である者については、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡につき、消費税を納める義務を免除する。＜92、95＞</p>	
<p>保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の(① ア. 課税標準、イ. 課税価格) は、その課税貨物の関税課税価格に消費税以外の消費税等の額及び関税の額に相当する金額を(② ウ. 加算、エ. 減算) した金額とする。＜93、98＞</p>	
<p>課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、(③ オ. 課税、カ. 非課税) とされるもの以外のものをいう。＜93、96回＞</p>	
<p>(⑦ ス. 国外、セ. 国内) において事業者が行った(⑧ ソ. 資産の譲渡等、タ. 課税資産の譲渡等) には、消費税を課する。＜93回、98回＞</p>	<p>資産の譲渡等</p>

法人である課税事業者は、課税期間の末日の翌日から (⑨ チ. 2月以内 、ツ. 3月以内) に所定の事項を記載した (⑩ テ. 修正申告書、 ト. 確定申告書) を税務署長に提出しなければならない。 <93、96>	
個人事業者の基準期間はその年の (① ア. 前々年 、イ. 前年) をいい、法人の基準期間はその事業年度の (② ウ. 前々事業年度 、エ. 前事業年度) をいう。 <94、97>	
前課税期間の確定消費税額が (③ オ. 60万円、 カ. 48万円) を超える課税事業者は、所定の時期に、所定の事項を記載した (④ キ. 中間申告書 、ク. 確定申告書) を税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額を国に納付しなければならない。 <95、99>	48万円 頑張っ て覚えよう!
事業者は、(⑤ ケ. 国外、 コ. 国内) において行った (⑥ サ. 課税資産の譲渡等、シ. 資産の譲渡等) につき、消費税を納める義務がある。 <95、97回>	課税資産の譲渡ではない!
課税資産の譲渡等に係る消費税の (⑦ ス. 課税標準 、セ. 課税売上高) は、課税資産の譲渡等の (⑧ ソ. 金額、 タ. 対価の額) とする。 <94、96>	
<1回>	
課税仕入れに係る消費税額を控除するためには、原則として、課税仕入れに係る (④ キ. 帳簿及び請求書等 、ク. 請求書及び領収書等) の (⑤ ケ. 保存 、コ. 管理) が必要である。 <93>	日本の消費税は帳簿方式と言われている
資産の譲渡等とは、(⑤ ケ. 営業、 コ. 事業) として対価を得て行われる資産の譲渡及び (⑥ サ. 借り受け、 シ. 貸付け) 並びに役務の提供をいう。 <94>	
輸入取引に係る消費税の納税地は 、(⑤ ケ. 外国貨物 、コ. 課税貨物) の引き取りに係る (⑥ サ. 税関、 シ. 保税地域) の所在地とする。 <98>	外国貨物 保税地域
事業者とは、(⑤ ケ. 個人事業者 、コ. 個人経営者) 及び法人をいう。 <96>	◎

★消費税法4条(課税の対象)→国内において事業者が行った**資産の譲渡等**には、(中略)この法律により、消費税を課する。

消費税法2条(**資産の譲渡等**)→事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(省略)をいう。

★事業年度と会計年度(広辞苑より)

事業年度=企業などが営業の収支・損益の決算をなすために設けた期間

会計年度=収益・費用又は収入・支出を区分整理し、その顛末を明らかにするために設けられた期間。

また、その制度。日本の官公庁の制度では4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。企業では任意に設定される。